

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	水防法等の一部を改正する法律案	
担当部局	国土交通省水管理・国土保全局水政課	電話番号: 03-5253-8439 e-mail: aoki-k23e@mlit.go.jp
評価実施時期	平成29年2月9日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>最近における気象条件の変化に対応して、多様な主体が連携して大規模な洪水等に対する防災・減災対策を推進することを図る。</p> <p>(1) 要配慮者利用施設における避難体制の強化(水防法) 市町村地域防災計画に施設の名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。)の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画(以下「避難確保計画」という。)の作成及びこれに基づく訓練の実施を義務付けることとする。</p> <p>(2) 水災被害の軽減に資する盛土構造物等の保全制度の創設 輪中堤防等の帯状の盛土構造物が存する土地の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものとして水防管理者が指定した浸水被害軽減地区(仮称)内において土地の形状を変更する行為を行おうとする者に対し、事前に行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日等を水防管理者に届け出ることを義務付けるとともに、浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると水防管理者が認めるときは、必要な助言又は勧告をすることができることとする。</p> <p>(3) 河川協力団体による協力 水防法第15条の6第1項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び同法第15条の11の規定により過去の浸水実績等の把握をしようとする市町村長に対して河川管理者が行う必要な情報提供、助言その他の援助(水防法第15条の12第1項)について、河川管理者が河川協力団体に協力を要請した場合、当該要請に応じて協力することを河川協力団体に義務付けることとする。</p> <p>(4) 要配慮者利用施設における避難体制の強化(土砂法) 市町村地域防災計画に施設の名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。)の所有者又は管理者に対し、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画(以下「避難確保計画」という。)の作成及びこれに基づく訓練の実施を義務付けることとする。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	<p>(1) 水防法第15条の3関係</p> <p>(2) 水防法第15条の6から第15条の8まで関係</p> <p>(3) 河川法第58条の10関係</p> <p>(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2関係</p>
想定される代替案	<p>(1) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及びこれに基づく訓練の実施について、規定上は努力義務のまま存置し、制度の徹底を図るため更なる周知・啓発活動を行う。</p> <p>(2) 浸水被害軽減地区内の土地の形状変更行為について、事前の届出のみ義務付け、助言・勧告の規定を設けない。</p> <p>(3) 河川管理者が必要な情報を自ら把握するため、河川の巡回等による情報収集活動を強化する。</p> <p>(4) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及びこれに基づく訓練の実施について、努力義務とする。</p>	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	<p>(1) 避難確保計画を作成するための費用、避難確保計画に基づく訓練を行うための費用が発生する。</p> <p>(2) 土地の形状変更行為について届出をするための費用が発生する。</p> <p>(3) 河川管理者への協力を要する費用が発生する。</p> <p>(4) 避難確保計画を作成するための費用、避難確保計画に基づく訓練を行うための費用が発生する。</p>	<p>(1) 特になし。</p> <p>(2) 土地の形状変更行為について事前の届出をするための費用が発生する。</p> <p>(3) 特になし。</p> <p>(4) 特になし。</p>
(行政費用)	<p>(1) 行政指導(指示、公表)に要する費用が発生する。</p> <p>(2) 行政指導(助言、勧告)に要する費用が発生する。</p> <p>(3) 特になし。</p> <p>(4) 特になし。</p>	<p>(1) 特になし。</p> <p>(2) 特になし。</p> <p>(3) 情報収集活動の強化に要する費用が発生する。</p> <p>(4) 特になし。</p>
(その他の社会的費用)	<p>(1) 特になし。</p> <p>(2) 特になし。</p> <p>(3) 特になし。</p> <p>(4) 特になし。</p>	<p>(1) 特になし。</p> <p>(2) 特になし。</p> <p>(3) 特になし。</p> <p>(4) 特になし。</p>

規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	<p>(1)当該規制案により、洪水災害の発生時において確実に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保することができるだけの実効性のある取組が行われることとなる。特に利用者の避難の確保に困難が伴う要配慮者利用施設では、人的被害が生じるリスクが高いことから、要配慮者利用施設の多くで利用者の避難の確保が図られることにより守られる便益は非常に大きい。</p>	<p>(1)当該代替案によっては、要配慮者利用施設において、これまでどおり利用者の避難の確保は各要配慮者利用施設の所有者等の自主的な取組に委ねられることとなるが、努力義務が課されている現段階において、周知・啓発活動は行っているものの取組が進んでいないことに鑑みれば、周知・啓発活動の徹底では限界があり、周知・啓発活動を強化したとしても、強制力のない当該代替案のみでは取組の大幅な進展は期待できず、上記のような便益が得られない。</p>
	<p>(2)当該規制案により、水防管理者が浸水被害軽減地区内の土地の形状変更行為について事前に把握することができ、当該行為を前提とした効果的な水防活動の実施が可能となることが期待される。加えて、土地の形状変更行為をしようとする者に対して必要に応じて助言・勧告を行うこともできることにより、浸水被害軽減地区の浸水の拡大を抑制する効用への影響を抑えることも可能である。そして、これらにより洪水災害の発生時の人的被害を減少させることとなるから、当該規制案により守られる便益は非常に大きい。</p>	<p>(2)当該代替案によっては、浸水被害軽減地区内の土地の形状変更行為をしようとする者が事前の届出を行うことで水防管理者がそれを事前に把握することができ、当該行為を前提とした効果的な水防活動の実施が可能となることが期待されるという点においては、本案と同様の便益が得られる。他方で、当該届出のあった行為が、浸水被害軽減地区の浸水の拡大を抑制する効用に著しい影響を与えるものであるところ、洪水災害による被害の軽減のために当該効用の保全を図るためには、届出のあった行為に対して水防管理者が助言・勧告を行うことができることとする方が、制度の実効性がより担保される。このため、本案の方が便益が大きいと考えられる。</p>
	<p>(3)当該規制案により、河川協力団体の協力を得た河川管理者による水防管理者及び市町村長に対するより効果的な援助が期待される。そしてそれにより水防管理者による浸水被害軽減地区の指定や市町村長による過去の浸水実績等の把握及びそれに基づく水害リスク情報の周知の適切な実施が図られ、洪水災害の発生時の人的被害を減少させることとなるから、当該規制案により守られる便益は非常に大きい。</p>	<p>(3)当該代替案によっては、河川管理者が自らによる情報収集活動を強化することとなるが、それにあたっては、人員が限られている中でさらに人件費等のコストが発生することとなる。他方で、先述のとおり、河川管理者が得られていないような情報を既に持ち合わせている河川協力団体のような者があることを鑑みれば、より適切かつ実効的に情報を収集するにあたっては、当該代替案は本案に比べ非効率であると考えられることから、代替案によっては、上記のような便益が必ずしも得られない。</p>
	<p>(4)当該規制案により、土砂災害の発生時において確実に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保することができるだけの実効性のある取組が行われることとなる。特に利用者の避難の確保に困難が伴う要配慮者利用施設では、人的被害が生じるリスクが高いことから、要配慮者利用施設の多くで利用者の避難の確保が図られることにより守られる便益は非常に大きい。</p>	<p>(4)当該代替案によっては、要配慮者利用施設において、これまでどおり利用者の避難の確保は各要配慮者利用施設の所有者等の自主的な取組に委ねられることとなるが、現行水防法において既に努力義務が課されているながら取組が進んでいないことに鑑みれば、当該代替案では取組の大幅な進展は期待できず、上記のような便益が得られない。</p>
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>(1)当該規制案については、要配慮者利用施設の所有者等に、避難確保計画の作成及びこれに基づく訓練の実施の費用が一定程度発生する。しかし、施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難が確保されることにより守られる便益は非常に大きく、気候変動等の要因により集中的な豪雨が増加し、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されることや、規制の対象施設は多数の利用者が使用するものである一方で、特に利用者の避難を確保するのに困難が伴うことにかんがみれば、このような費用は社会的に受忍されるべき程度のものであると考えられる。</p> <p>一方で、代替案については、災害の被害の軽減を図るという目的を十分に果たすことができず、規制案に比べて便益が小さいため、これを採用することは適当ではない。</p> <p>(2)当該規制案については、浸水被害軽減地区内において土地の形状変更行為を行おうとする者に、当該行為についての届出の費用が一定程度発生する。しかし、当該届出により水防管理者の効果的な水防活動が実施されることにより守られる便益は非常に大きく、気候変動等の要因により集中的な豪雨が増加し、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されることや、当該行為について水防管理者の許可を要することまでは求めていない(助言・勧告にとどめている)ことにかんがみれば、このような費用は社会的に受忍されるべき程度のものであると考えられる。</p> <p>一方で、代替案については、災害の被害の軽減を図るという目的を十分に果たすことができず、規制案に比べて便益が小さいため、これを採用することは適当ではない。</p> <p>(3)当該規制案については、河川協力団体に、河川管理者への協力に要する費用が一定程度発生する。しかし、当該協力を受けた河川管理者が水防管理者及び市町村長に対し効果的な援助を行うことにより守られる便益は非常に大きく、気候変動等の要因により集中的な豪雨が増加し、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されることや、河川協力団体が行うべきとされる協力は、河川協力団体が日頃の活動により既に有している情報・知見の提供を求めるものにはすぎないことにかんがみれば、このような費用は社会的に受忍されるべき程度のものであると考えられる。</p> <p>一方で、代替案については、災害の被害の軽減を図るという目的を十分に果たすことができず、規制案に比べて便益が小さいため、これを採用することは適当ではない。</p> <p>(4)当該規制案については、要配慮者利用施設の所有者等に、避難確保計画の作成及びこれに基づく訓練の実施の費用が一定程度発生する。しかし、施設の利用者の急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難が確保されることにより守られる便益は非常に大きく、気候変動等の要因により集中的な豪雨が増加し、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されることや、規制の対象施設は多数の利用者が使用するものである一方で、特に利用者の避難を確保するのに困難が伴うことにかんがみれば、このような費用は社会的に受忍されるべき程度のものであると考えられる。</p> <p>一方で、代替案については、災害の被害の軽減を図るという目的を十分に果たすことができず、規制案に比べて便益が小さいため、これを採用することは適当ではない。</p>	

有識者の見解その他関連事項	○社会資本整備審議会答申「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」(平成29年1月)
レビューを行う時期又は条件	・RIA事後検証シートにより事後検証を実施する。施行後おおむね5年間を分析対象期間とする。 ・本法案においては、規制の見直し条項を設けており、施行後5年を経過した場合において、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしている。
備考	